

# 修繕請負契約書

名 称	
請 負 代 金 額	
うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額	
履 行 期 限	年 月 日
履 行 場 所	修繕仕様書のとおり
そ の 他	

上記物件の修繕について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び別添の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、各々が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

発注者

大阪府中央区船場中央2丁目2番5-233号  
クリアウォーターOSAKA株式会社  
代表取締役

受注者

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

## 修繕請負

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別紙の仕様書、図面及び明細書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする修繕の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物件を修繕して契約書記載の履行期限までに発注者に引渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 仕様書等に明示されていないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する監督を担当する社員(以下「監督職員」という。)の指示に従うものとする。

4 受注者は、仕様書等に基づき発注者が必要と認める書類を作成し、遅滞なく監督職員に提出してその承諾を受けるものとする。ただし、発注者が必要でないときはこの限りでない。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規定を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、修繕の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(受任者又は下請負者の通知等)

第4条の2 発注者は、受注者に対して、この契約の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 受注者は、前条の規定により第三者に委任し、又は請

け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

(受任者又は下請負者の変更)

第5条 監督職員は、受注者に対して物件の修繕について著しく不相当であると認められる受任者又は下請負者の変更を求めることができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、物件の修繕に、特許権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている修繕方法又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が、修繕方法又は意匠を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(主任技術者)

第7条 受注者は、物件の修繕にあたり、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、監督職員に通知するものとする。ただし、発注者が必要でないときはこの限りでない。

(修繕のための引取り)

第8条 受注者は、物件の修繕のため、物件の全部又は一部を受注者の工場、事業所等へ引取る必要があるときは、あらかじめ監督職員に通知して、その立会いのうえ当該物件の検査を受け引取らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による検査終了後発注者より物件を受取ったときは、当該物件の履行期限までの預かりを証する書類を監督職員に提出しなければならない。

(修繕のための分解)

第9条 受注者は、修繕のため物件を分解するときは、監督職員の立会いを求めて、これを行うものとする。ただし、発注者が必要でないときはこの限りでない。

2 分解の結果、修繕内容が仕様書等と合致しないときは、監督職員に通知し、その指示に従うものとする。ただし、契約金額又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは、第13条の規定を準用する。

(材料の品質及び検査等)

第10条 修繕に使用する材料について、品質又は品等が明らかでないものについては、それぞれその中等以上のもので、監督職員の認めるものとする。

2 修繕に使用する材料のうち、あらかじめ仕様書等に監督職員の検査を受けることを明示されたものについては、監督職員の検査を受け合格したものでなければ、これを使用してはならない。

(支給材料)

第11条 発注者から受注者への支給材料については、仕様書等に記載したところによる。

(秘密の保持義務)

第12条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約の変更及び中止等)

第13条 発注者が必要と認めるときは、発注者は、この契約の履行の一時中止をすることができる。

2 発注者が、必要と認めるときは、この契約に特段の定めがある場合を除き、発注者と受注者とが協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

この場合において、契約金額又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第14条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない事由によりこの契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、発注者に対して遅滞なく書面によりその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議のうえ定める。

(一般的損害等)

第15条 修繕を完了した物件の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(検査)

第16条 受注者は、物件の修繕を完了し、履行場所に納入したときは、発注者に通知し、検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に立会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査完了後、当該物件の引渡しを受けるものとする。

5 第2項の検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。  
(検査における不合格等)

第16条の2 検査の結果、不合格と判定されたときは、受注者は、自己の費用をもって遅滞なく修補を行い、改めて検査を受けなければならない。この場合の検査については、前条の規定を準用する。

(施行の立会及び監督)

第17条 発注者は、物件の修繕の途中において、監督職員を立ち合わせ、指示、その他方法により受注者の施行状況を監督し又は、報告を求めることができる。

(契約代金の支払い)

第18条 受注者は、第16条第4項の規定による引渡し完了後、所定の手続きに従って契約代金(第20条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額)の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第16条第2項(第16条の2により準用される場合を含む。)の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第19条 第20条による場合を除き引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該物件の修補による追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 追完が不能であるとき
- (2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完しないでその時期を経過したとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は追完または代金の減額を請求することができない。

(減価採用)

第20条 第16条の2の規定にかかわらず、検査の結果、当該物件に僅少の不備がある場合で、発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から修補を行うことが困難と認めたときは、相当の価格を減価のうえ、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(引渡し)

第20条の2 第16条第2項の検査に合格したとき及び前条の減価採用を認めたときは、発注者は、当該物件の引渡しを受けるものとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

第21条 受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約の履行を遅延した場合において、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、契約金額（第20条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由による契約代金の支払いが遅延したときは、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(部分払)

第22条 物件の修繕の一部が完了したときは、受注者は、当該部分に対する代価の全部又は一部支払いを請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることはできない。

2 前項の場合において、第16条、第18条の規定を準用する。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第22条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に

違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払いの日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなくこの契約の全部又は一部を履行しないとき
- (2) 正当な理由なく第19条第1項の追完がなされないとき
- (3) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき
- (4) 前各号のほかこの契約に違反したとき

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき
- (2) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履

行をしないでその時期を経過したとき

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき
- (7) 受注者が第25条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき
- (8) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき
- (9) この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき
- (10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第24条 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第24条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき

（契約が解除された場合等の違約金）

第24条の3 次の各号のいずれかに該当する場合におい

ては、受注者は、一般競争入札においては契約金額の100分の10、指名競争入札、随意契約においては、100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第23条の規定によりこの契約が解除された場合  
(受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。)

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償金)

第24条の4 前条第1項又は第3項に規定する場合(前条第2項によりみなされた場合を含む。)において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第1項又は第3項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求)

第24条の5 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条第1項に規定する契約不適合があるとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき

(契約不適合責任の制限)

第24条の6 引き渡された物件が種類又は品質に関して

契約の内容に適合しないものであるとき、追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、発注者がその不適合を知ったときから1年以内に受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が修繕を完了した物件の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 引渡された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであり、かつ、当該不適合が発注者の供した材料の性質又は発注者の指示によって生じたものであるときは、発注者は、当該不適合を理由として、追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその不適合を知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(履行完了前の発注者の任意解除権)

第24条の7 発注者は、履行完了するまでの間は、第23条及び第24条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第13条の規定により契約を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき

(2) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第26条 この契約を解除したとき、修繕のため受注者が分解し又は引取った物件がある場合には、受注者は、発注者が指定する期限までに受注者の費用をもって組立、取付等の必要な措置をとり、発注者の指定する場所に

において発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定により発注者に返還する物件のうち、既に受注者が修繕を終わった部分（指定部分を除く。以下「出来形部分」という。）がある場合には、発注者は、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分に対し発注者が認定する代金を、受注者に交付して、出来形部分を発注者に帰属させることができる。

（賠償金等の相殺及び徴収）

第 27 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第 28 条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議のうえ公益社団法人民間総合調停センター等に仲裁を依頼することができる。

- 2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。

（管轄合意）

第 28 条の 2 この契約に係る一切の訴訟については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（補 則）

第 29 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。